

～ はかりの定期検査のおしらせ～

この検査は計量法により取引・証明に使用するはかりを検査し正確な計量器を安心して使えるように行うものです。
次の「検査を受けなければならないはかり」をお持ちの方は検査期間中に必ず受検してください。

○ 検査を受けなければならないはかりの例

- ・商店で使用する取引用のはかり
- ・行商や市場、庭先取引に使用するはかり
- ・学校や幼稚園、保育所などで体重測定に使用するはかり
- ・薬局等で薬の調剤に使用するはかり
- ・農協や漁協などで使用するはかり
- ・運送や倉庫業などで使用するはかり
- ・プロパン充填用のはかり（自動はかりは除く。）
- ・保健所や保健センターで使用するはかり
- ・その他、業務上取引や証明行為に使用するはかり

「取引・証明」に使用できるはかりには、目盛板やさお、プレートなどに検定証印又は基準適合証印と呼ばれる次のマークがついています。



○ 検査を受けなくてよいはかりの例

- ・家庭用として使用するはかり
- ・政府売渡米の計量にだけ使用する農家のはかり
- ・その他、業務上取引や証明行為に使用しないはかり
- ・計量士が検査を行ったはかりで、検査を行った旨の届出証明書を提出したはかり

次のような家庭用はかりのマークが付されているはかりは、取引・証明には使用できません。



☆ はかりの中には、検定を受けた年月表示が検定証印の近くに表示されているものがあり、このはかりは表示されている年月の翌月から起算して1年を経過していないものは、定期検査が免除されます。

※ご注意※

- ・検査当日は次表のように手数料がかかります。手数料は現金でご用意ください。
- ・この検査を受検されなかった方は（一社）計量計測技術センターに出向いて受検することになります。

はかりの種類と手数料の例

①ばね式指示はかり

②皿手動はかり

③台手動はかり

④手動指示併用はかり

⑤等比皿手動はかり

○手動天びん（集合検査）

100kg 以下 500 円

250kg 以下 900 円

300kg 以下 1,500 円 ※

（おもり、分銅が付いているはかりは
いっしょに持ってきてください。

おもり、分銅は1個につき10円）

⑥ばね式懸垂指示はかり 250 円

⑦棒はかり 260 円 （おもり分10円を含む）

⑧電気式のはかり（集合検査）

100kg 以下 1,400 円

250kg 以下 1,800 円

300kg 以下 2,200 円 ※

※ 最小目盛又は表記された感量がひょうの1万分の1未満のものは、当該金額の2倍の額

※ 複目量はかり又は複合計量器は、それぞれのひょう量に応じた金額の合計額

※ 300kgを超えるはかりについては、計量士による定期検査に代わる検査（代検査）を御受検ください。

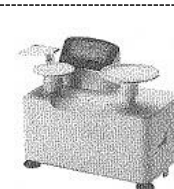
代検査の料金は、定期検査手数料とは異なります。代検査を実施する計量士にお問い合わせください。



①ばね式指示はかり



②皿手動はかり



④手動指示併用はかり



⑥ばね式指示はかり



③台手動はかり



⑤等比皿手動はかり



⑥ばね式懸垂指示はかり



⑦棒はかり



⑧電気式のはかり
（電気抵抗線式はかり）



検査についてのお問い合わせは北上市商工部商業観光課 TEL0197-72-8240

又は岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当 TEL019-629-5528

岩手県公式HP <http://www.pref.iwate.jp/> 産業・雇用 → 産業振興 → 中小企業振興 → 計量